町田市移動式授乳施設(まちだ赤ちゃんテント) 貸出し事業について

1 貸出しについて

- (1)貸出し対象は、下記のいずれの条件も満たすイベントを主催する方です。
 - ①市内で乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
 - ②特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント
 - ③法令又は公序良俗に反しないイベント
- (2)営利目的のイベントには原則貸し出しができません。なお、町内会・自治会・ PTAのお祭り・イベントや市の後援などを受けているイベントは、地域の活性化につながりますので、販売等による収益が発生するイベントでも使用可と します。上記をふまえたイベント例は以下のとおりです。
 - ・商店街等で行われる夏祭り
 - 季節ごとに行われる各種お祭り
 - ・保育園・幼稚園等の運動会を小学校等で行う 等

貸出し対象になるかどうか判断が難しい場合は、借り受けようとしている子ど もセンターへご相談ください。

- (3)「まちだ赤ちゃんテント(以下『テント等』という)」の貸出しは、<u>授乳・おむ</u> つ替えスペース設置の用途に限ります。
- (4)貸出し期間は、借り受けた日を含む7日以内です。
- (5)本注意事項を遵守しない場合や、前借受者がテント等を破損、汚損、紛失し、 テント等の貸出しが不可能となったときは、貸出を行わない場合があります。そ の際、借受者及び当該イベントに損害が生じても、市は一切の責任を負いません。

2 貸出し手続き

- (1)事前に電話で子どもセンターに予約状況をご確認ください。貸出し可能な場合は、貸出日時・返却日時も確認したうえで仮予約をします。
- (2) 仮予約後7日以内に「貸出申請書(様式第1号)」を仮予約した子どもセンタ

ーにご提出ください。※期日を越えた場合は仮予約を取り消します。

※仮予約の確認は、貸出しを希望する日の3ヶ月~2週間前までに、借り受ける子 どもセンターに連絡を入れてください。なお、市の事業または市の後援を受けて いる事業は5ヶ月前から仮予約することができます。

3 貸出し設備

別紙参照のうえ、備品・組立方法を確認してください。

4 貸出し

借り受ける時には、指定日時に申請をした子どもセンターにお越しください。使用するテント等と返却日時を確認の上、貸出しをします。貸出し時には、貸出し品の確認や説明を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

5 ご使用にあたってく注意事項>

- (1)申請書に記載のイベント以外、また授乳・おむつ替えスペース設置の用途以外 での使用はしないでください。
- (2) 事故防止のため、テント等の設営については、イベント本部の近く等、常に主催者の目が届く場所に設置してください。その他、取扱説明書等に従い、適正に管理及び使用し、利用者の安心・安全への配慮をお願いいたします。テント等によるイベントや利用者への損害に関して、市は一切の責任を負いません。
- (3) 防水・防風対応のものではありません。雨天や暴風が予想される際は使用しないようお願いします。
- (4)テント等の運搬・管理等、設置に要する費用は、借受者の負担とします。
- (5) イベントが複数日にまたがる場合は毎日撤去し、設置したままにしないように お願いいたします。
- (6) 第三者への権利の譲渡又は転貸しはしないでください。
- (7)以上のことが守られない場合には、貸出期間の途中であっても、テント等の貸出を取り消すことがあります。

6 返却について

「使用実績報告書(様式第2号)」を記入のうえ、予約時に決めた返却日時に借り受けた子どもセンターまでお持ちください。破損・汚損等がある場合には、「その他」の欄に状況、破損・汚損個所をご記入ください。

設備については、別紙「備品一覧」を参考に備品が全てそろっているか、破損がないかの確認をお願いします。返却時には、テントを広げた状態での確認(破損・汚損等)を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

次の方のために、汚れ等は落とし、濡れている場合は乾かしてからご返却ください。 なお、返却予定日を過ぎても返却がない場合、ご連絡をさせていただき今後使用不 可とさせていただく場合もございます。

7 破損・汚損又は紛失時及び損害について

速やかに借り受けた子どもセンターに報告してください。故意または過失により破損・汚損又は紛失等させた場合、申請者の責任と負担で、補修等の必要な処置を行っていただくことがあります。

テント等の使用により、当該イベントが被った被害又は第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負いません。

8 その他

ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

【貸し出し予約について】

| 子どもセンターばあん | 子どもセンターまあち | 子どもセンターただON |
|------------------|------------------|------------------|
| 〒194-0012 | 〒194-0021 | 〒194-0035 |
| 町田市金森 4-5-7 | 町田市中町 1-31-22 | 町田市忠生 1-11-1 |
| TEL 042-788-4181 | TEL 042-794-7360 | TEL 042-794-6722 |
| FAX 042-799-3484 | FAX 042-729-0234 | FAX 042-793-2781 |
| | | |